平成２８年（フ）第９３号
香川県高松市太田下町3021番地１
債務者　赤松　伸一
１　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３３号
沖縄県那覇市字国場1167番地17　コーポたまき102
債務者　今井　辰徳
１　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２７号
北海道芦別市上芦別町38番地　上芦別団地41号
債務者　太田みずき
１　決定年月日時　平成28年８月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第５２号
福島県会津若松市緑町７番39号　アーバンハウス・ロマンセＡ－６、前住所福島県会津若松市川原町１番11号　レジデンスユートピアⅠ　202
債務者　神田　洋一
１　決定年月日時　平成28年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
群馬県太田市東本町51番８－106号、前住所埼玉県比企郡小川町大字腰越1061番地
債務者　山口　将司
１　決定年月日時　平成28年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１０２号
群馬県太田市八幡町11番20―201号
債務者　小倉　淳一
１　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１７７号
奈良県生駒市西松ヶ丘１番43―401号
債務者　長谷川珠華
１　決定年月日時　平成28年８月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１９４号
奈良市南京終町７丁目595番地の17　シャルマンＫＵＲＯＢＥⅢ202号
債務者　有田　嘉雄
１　決定年月日時　平成28年８月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２０４号
奈良県生駒郡三郷町勢野西２丁目９番８号
債務者　本田由美子（旧姓染中）
１　決定年月日時　平成28年８月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２０６号
奈良市菅原町214番地の１　武部貸家１号
債務者　宮本　由美
１　決定年月日時　平成28年８月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第７１号
香川県丸亀市城東町２丁目10番13号
債務者　船越　真晴
１　決定年月日時　平成28年８月10日午後３時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第７２号
香川県丸亀市城東町２丁目10番13号
債務者　船越富士子
１　決定年月日時　平成28年８月10日午後３時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１３０号
茨城県土浦市板谷４丁目667番地130
債務者　千葉　美明
１　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第６２０号
大阪府岸和田市土生町1284番地の１　古石ハイツ207号
債務者　千葉　里美（旧姓松下）
１　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６７５号
千葉市緑区大椎町1199番地170
債務者　西村　芳明
１　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６７７号
千葉市花見川区花見川２番36棟308号
債務者　田村　葉子（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６８４号
千葉市中央区宮崎２丁目１番32号　有料老人ホーム　アートヒルズ蘇我
債務者　川端　識行
１　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６９１号
千葉県市原市佐是860番地６
債務者　佐々木幸治
１　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係